

静岡県漁業協同組合連合会
1070 静岡市追手町 9-18
15.11.28 ☎ 054-254-6011
編集・発行 = 指導部漁政課

1. 平成16年のT A C漁獲可能量決定

水産政策審議会の第13回資源管理分科会が去る11月11日開かれ、平成16年の漁獲可能量(T A C)配分や漁獲努力可能量(T A E)設定に関する「海洋生物資源の保存管理に関する基本方針」を決定しました。

今回の漁獲可能量設定においては、従来に比べ漁業経営的、社会的観点から、また資源変動などの理由から、過大に設定される傾向にあったT A CをA B C(生物学的漁獲可能量)に近づけるとともに、資源評価を迅速かつ高精度に実施、産官学が参加してT A C設定の方針を決定し、T A E制度を併用して管理効果の向上を目指し、漁獲情報などが資源管理に反映されるように、漁期年による管理などを行うとしています。

来年のT A C設定にあたっては、T A C制度の改善方針に基づき、新たな配分方式のルールを適用することとなり、浮魚について平成15年はA B Cの2倍を上限にT A Cが設定されましたが、これを1.5倍に圧縮するとともに漁業者団体及び都道府県への配分について前期と後期に分割し、A B Cの数量を前期分T A Cとして配分、後期は留保枠とし、前半の漁獲実績に応じた数量をT A Cの範囲内で追加配分するもので、来年はマアジとサバ類について実施されます。

本県への配分は次のとおりとなりました。マアジ、マイワシ、スルメイカは若干量(平成15年分T A C数量：若干量)、サバ類は6,000トン(同：12,000^ト)

なお、マアジ、サバ類については、年前半分(1-6月)の数量で、年後半(7-12月)には漁獲可能量として掲げる数量の範囲内で年前半の漁獲実績に応じた数量が追加配分されます。

また、マイワシについては、水温といった海洋環境要因に資源状態が大きく左右されるという本資源の生物学的特性に鑑み、現時点で想定される資源量に応じた漁獲量見通しを上回る場合、経営に及ぼす影響を配慮し、適切な量を迅速的に追加配分するとしています。

2. 太平洋系マサバ資源回復に大中まき網漁船一斉休漁実施

水産庁では、太平洋系マサバ資源の回復を図るため、太平洋広域漁業調整委員会の了承を得た上で、去る10月23日「マサバ太平洋系郡資源回復計画」を作成し公表しました。

これを受けて、北部太平洋海域におけるまき網漁業者の業界団体である北部太平洋まき網漁業協同組合連合会傘下の大中型まき網漁船18ヶ統(延べ69隻)が11月18日正午から翌日19日正午にかけて、銚子漁港及び波崎漁港において、同計画に基づく初の一斉係船休漁を実施しました。

今回の一斉係船休漁に参加した18ヶ統は、一斉休漁の前日の段階で北部太平洋海域でマサバ等を対象とした操業を行っていたまき網漁船でした。

北部太平洋まき網漁業協同組合連合会では、今回の一斉休漁を皮切りに、同計画に基

づく大中型まき網漁船の一斉休漁を本年度中に計6回実施することを予定しており、次の一斉休漁を12月9日正午から翌10日正午に行うこととしています。

3. コイヘルペスウイルス各地にまん延

茨城県の霞ヶ浦および北浦(以下、霞ヶ浦と称す)において、国内初となるコイヘルペスウイルス病が発生したことが平成15年11月2日に発表されました。

その内容は、霞ヶ浦の食用マゴイにおいて10月中旬頃より原因不明の大量斃死が続き、(独)水産総合研究センター養殖研究所の診断によりコイヘルペスウイルスと診断されたというものです。

このウイルス病は、1997年にイスラエルにおいて発生が確認された後、英国やインドネシア等の世界8カ国に伝播し、各国で深刻な被害をもたらしてきました。発病すると、外部症状がほとんどないまま突如として大量斃死をもたらす、ときには90%以上の死亡率を示すこともある恐ろしい疾病です。

このため平成15年6月には、持続的養殖生産確保法施行規則および水産資源保護法施行規則の一部が改正され、国内への侵入防止や侵入した場合のまん延防止措置をはかっていたところでありましたが、コイヘルペスウイルスは国内に侵入し、全国各地で被害をもたらす結果になったことを明らかにしました。11月25日現在、(独)水産総合研究センター養殖研究所の確定診断により被害は18府県にまで拡がり、発生は養殖場、釣り堀、個人宅の池、天然水域など多様な場所で報告されています。

一方、静岡県においても、県内2箇所の釣り堀において霞ヶ浦産のマゴイが10月以降に導入されていることが県水産資源室の調査により確認されました。これら2業者については、コイ導入後しばらくして斃死が発生したため、県水産試験場浜名湖分場により斃死魚を検査したところコイヘルペスウイルスが検出され、現在、(独)水産総合研究センター養殖研究所で確定診断が進められているとのことです。

県では、一次診断の結果で陽性反応のあった業者に対し、コイの移動自粛、死魚の速やかな取り上げ処理によるまん延防止対策を要請するとともに、錦鯉養殖業者、問屋、釣り堀業者、内水面漁業協同組合等の関係団体に対し、再度、まん延防止対策の徹底を図るよう要請しています。

現段階において、有効な治療薬は開発されていないため、ウイルスを持ち込まないことが最も重要となります。関係者の方々には、コイを移入する際などには、ウイルスを持ち込まないように、十分な情報を収集し適切に対応することが肝要と思われます。

4. 県T A C(漁獲可能量) 10月末漁獲実績を発表

県では、この程T A C対象4魚種の10月末現在の漁獲実績を発表しました。

それによると、サバがT A C数量12,000トン(見直し配分3,000^ト、増加分を含む)に対し10,046^トで消化率83.7%となり、T A C数量が若干量の魚種では、マアジ1,992^ト、マイワシ3,234^ト、スルメイカ377^トの漁獲量となり、サンマは33^トの漁獲量となりました。

5. 諸会議日程(12月2日(火)～12月15日(月))

- 既報分省略 -

12月8日(月)・12日(金) 県密漁防止対策協議会 = 密漁防止講習会

(8日御前崎漁協・12日伊東市漁協)